

## 意見公募要領

### 1 意見募集対象

情報通信審議会 情報通信技術分科会 電波利用環境委員会報告（案）

### 2 資料入手方法

意見募集対象については、準備が整い次第、総務省ホームページ (<http://www.soumu.go.jp>) の「報道資料」欄及び電子政府の総合窓口[e-Gov] (<https://www.e-gov.go.jp>) の「パブリックコメント」欄に掲載するほか、総務省総合通信基盤局電波部電波環境課にて配布し又は閲覧に供します。

### 3 意見の提出方法

(1)～(3)のいずれかの場合は、意見書（別紙様式）に氏名及び住所（法人又は団体の場合は、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）並びに連絡先（電話番号又は電子メールアドレス）を明記の上、意見提出期限までに提出してください。

(4)の場合は、意見提出フォームに郵便番号、氏名及び住所（法人又は団体の場合は、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）並びに連絡先（電話番号又は電子メールアドレス）を記載の上、意見提出期限までに提出してください。

また、意見募集に係る意見の提出を装ってウイルスメールが送付される事案を防ぐため、下記(3)により電子メールで提出いただく場合は、(4)の電子政府の総合窓口[e-Gov]を極力ご利用いただきますよう、御協力の程よろしくお願いいたします。

#### (1) 郵送する場合

〒100-8926 東京都千代田区霞が関2-1-2  
総務省総合通信基盤局電波部電波環境課 宛て

併せて、意見の内容を保存した記録媒体等を添えて提出いただくようお願いする場合があります。その場合の記録媒体等の条件は、次のとおりです。

○記録媒体：CD-R又はDVD-R

○ファイル形式：テキストファイル、マイクロソフト社Wordファイル又はジャストシステム社一太郎ファイル（他のファイル形式とする場合は、担当までお問い合わせください。）

○記録媒体等には、提出者の氏名、提出日及びファイル名を記載したラベルを貼り付けてください。

なお、送付していただいた記録媒体等については、返却できませんのであらかじめ御了承願います。

#### (2) FAXを利用する場合

FAX番号：03-5253-5914 総務省総合通信基盤局電波部電波環境課 宛て  
※担当に電話連絡（03-5253-5905）後、送付してください。

なお、別途、電子データによる送付をお願いする場合があります。

### (3) 電子メールを利用する場合

電子メールアドレス： [densyokakar i/at/soumu. go. jp](mailto:densyokakar i/at/soumu. go. jp)

(※スパムメール対策のため、「@」を「/at/」と表示しておりますので、送信の際は「@」に変更してください。)

総務省総合通信基盤局電波部電波環境課 宛て

※メールに直接意見を書き込んでいただきますようお願いいたします(コンピュータウィルス対策のため、添付ファイルによる意見の提出は控えていただきますよう、御協力の程よろしくをお願いいたします。)

やむを得ず添付ファイルによる提出をされる場合は、ファイル形式はテキストファイル、マイクロソフト社W o r dファイル又はジャストシステム社一太郎ファイル(他のファイル形式とする場合は、担当までお問い合わせください。)として提出してください。

なお、電子メールの受取可能最大容量は、5 Mバイトとなっています。

### (4) 電子政府の総合窓口[e-Gov]を利用する場合

電子政府の総合窓口[e-Gov](<https://search.e-gov.go.jp/servlet/Public>)の意見提出フォームからご提出ください。

なお、添付ファイルは利用できませんので、御注意下さい。

## 4 意見提出期限

令和元年9月6日(金)(必着)

(e-Govを利用する場合は、意見の受付締切時間終了後においても、意見提出フォームに意見を記載し送信することは可能ですが、提出された意見を意見募集手続による意見として受けはいたしかねますので、あらかじめ御了承下さい。

なお、郵送についても、同日必着とします。)

## 5 留意事項

- ・意見が1000字を超える場合は、その内容の要旨を添付してください。
- ・提出されました意見は、電子政府の総合窓口[e-Gov](<https://www.e-gov.go.jp>)の「パブリックコメント欄」及び総務省ホームページ(<http://www.soumu.go.jp>)に掲載するほか、総務省総合通信基盤局電波部電波環境課にて配布し又は閲覧に供します。
- ・御記入いただいた氏名(法人等にあつてはその名称)、住所(所在地)、電話番号及びメールアドレスは、提出意見の内容に不明な点があつた場合等の連絡・確認のために利用します。
- ・なお、提出された意見とともに、意見提出者名(団体名及び団体の代表者名に限り、個人で意見提出された方の氏名は含みません。)及び意見提出者(個人を含みます。)の属性を公表する場合があります。団体名及び団体の代表者名について、匿名を希望される場合には、その旨を記入してください。
- ・意見に対する個別の回答はいたしかねますので、あらかじめ御了承下さい。
- ・意見提出期間の終了後に提出された意見、意見募集対象である命令等の案以外についての意見については、提出意見として取り扱わないことがありますので、あらかじめ御了承ください。
- ・提出された意見は、結果の公示の際、必要に応じ整理・要約したものを公示することがありま

す。その場合には、提出された意見を連絡先窓口に備え付け、閲覧に供しますので、あらかじめ御了承ください。

- ・提出された意見を公示又は公にすることにより第三者の利益を害するおそれがあるとき、その他正当な理由があるときは、提出意見の全部又は一部を除いて公示又は公にすることがありますので、あらかじめ御了承ください。

## 意見書

令和 年 月 日

情報通信審議会 情報通信技術分科会  
電波利用環境委員会 主査 宛て

郵便番号  
(ふりがな)  
住所  
(ふりがな)  
氏名(注1)  
電話番号  
電子メールアドレス

「電波利用環境委員会報告(案)に対する意見の募集(「国際無線障害特別委員会(CISPR)の諸規格について」のうち「無線周波妨害波及びイミュニティ測定装置の技術的条件 第4部第2編:不確かさ、統計及び許容値のモデル―測定装置の不確かさ―)」)に関し、別紙のとおり意見を提出します。

- 注1 法人又は団体にあつては、その名称及び代表者の氏名を記載すること。  
注2 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。  
注3 別紙にはページ番号を記載すること。